

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和 6年 4月 1日～令和 9年 3月 31日まで

目標 1 : 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備  
育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し

- <対策> ●令和6年度年4月 育児休業経験のある職員へのアンケート調査を実施する。
- 令和6年度～毎年度7月 職場復帰後の勤務時間の措置と職場の業務体制の見直しと職員の理解を深める。

目標 2 : 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知

- <対策> ●令和6年度～毎年度7月 法に基づく諸制度の把握と職員へのパンフレット等での周知を行う。

目標 3 : 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進

- <対策> ●令和6年度～毎年度4月 受け入れを行う事業所との受入体制の話し合い
- 令和6年度～毎年度7月 地域の中学生の職場体験の機会の提供し、高校生や大学生のインターンシップ等の受け入れを積極的に推進する。

目標 4 : 有給休暇取得促進に努め、職員のワークライフバランスを支援する。  
正職員・パート職員の有給取得率 70%を目指す。

- <対策> ●令和6年度～毎年度4月 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和6年度～毎年度9月 職員へ計画的に有給休暇を設定するように周知し、取得率の低い職員に対して取得を促す